

## グリーン電力証書交付契約約款

### (適用範囲)

第1条 エナジーグリーン株式会社（以下「当社」という。）は当社代理店との取引基本契約に基づき、お客さまのお申し込みにより、第3条に定義するグリーン電力証書を発行し、お客さまに交付するときの条件は、このグリーン電力証書交付契約約款の定めによるものとする。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。

### (目的)

第2条 当社は、お客さまの申し込みに基づき、第3条に定義するグリーン電力証書を発行し、お客さまに対して交付する。

2. お客さまは、グリーン電力証書の交付をうけることにより、グリーン電力証書に記載されたグリーン電力相当量、発電種別、発電期間、シリアルナンバーのグリーン電力を使用したものと称することができる。

### (定義)

第3条 「グリーン電力」とは、第三者によって構成される認証機関であるグリーンエネルギー認証センターが定める、グリーン電力認証基準（別表2）の要件を満たす再生可能エネルギーによる発電電力をいう。

2. 「グリーン電力証書」とは、グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたグリーン電力について、その発電電力量、発電期間、発電方法、設備認定番号、電力量認証番号を特定した証書をいう。

3. 「グリーンエネルギー認証センター」とは、財団法人日本エネルギー経済研究所の附置機関であり、グリーン電力に対する社会的認知度の向上や、グリーン電力価値の取引における信頼度の向上を目的として設立された第三者認証機構を指す。

### (契約の申し込み並びに契約の成立について)

第4条 当社にグリーン電力証書の発行の申し込みをしようとするお客さまは、当社所定のグリーン電力証書交付申込書（以下「申込書」という）に基づき、所定の事項を記入の上、当社に提出するものとする。

2. 契約は、お客さまの申し込みを当社が承諾したときに成立するものとし、当社は契約が成立した旨をお客さまに連絡するものとする。

### (交付の内容)

第5条 当社は契約成立後、お客さまからの申込書に基づいてグリーン電力証書を発行し、お客さまに交付する。

(グリーン電力証書交付代金及びその支払い)

第6条 グリーン電力証書交付代金は、お客さまからの申込書に記載された発電電力量に、代理店の定める1キロワット時当たりの単価を乗じた金額とする。

2. ただし契約電力量が1万kWh未満の場合は、上記に加え、証書発行料5,000円、証書送料1,300円(標準的な証書1枚あたり)及びそれらにかかる消費税を加算するものとする。なお、証書のデザインや仕様を、標準的なものから変更して交付する場合には、別途、見積の上、代金を申し受けるものとする。

3. 前項に定めるグリーン電力証書交付代金及びその交付に関わる代金を、代理店との契約に基づきお客さまがグリーン電力証書を受け取った月の末日までに代理店がお客さまに請求書をもって請求し、お客さまは請求代金を請求書月の翌月末までに代理店の指定する銀行口座に支払うものとする。なお、振込み手数料はお客さまの負担とする。

(支払遅延)

第7条 お客さまが第6条第2項の支払いを怠ったときは、代理店が定める遅延損害金を支払うものとする。

(発電方法および発電電力量の変更)

第8条 お客さまからの申込書に記載された内容に基づいて特定された発電方法のグリーン電力について、発電施設が発電能力を喪失する等の理由によりグリーン電力証書を発行することができない場合、当社は別の発電種別によるグリーン電力証書を発行し、お客さまに交付することにより本契約を履行することができるものとする。

2. 前項に定める事由で、単価の低い発電方法への変更により発生する交付料金の差額については、当社はお客さまに対して、払戻しを行うものとする。また単価の高い発電方法への変更により発生する交付料金の差額については、当社が負担するものとする。

(グリーン電力証書の使用)

第9条 お客さまは、申込書に記載された内容に基づいてのみ、グリーン電力証書を使用することができる。

2. 但し、お客さまは事前に当社の書面による承諾を得ることによって、申込書に記載された内容以外の目的でもグリーン電力証書を使用することができるものとする。

3. お客さまは、グリーン電力証書を複製することはできない。複製が必要な場合には、当社において適切に複製を行い発行するものとする。

4. グリーン電力証書の利用期間は原則として各年の3月31日を越えない。ただし、グリーン電力相当量を前後で適切に分割できる場合には、その限りではない。

(グリーン電力証書の第三者への譲渡禁止)

第10条 お客さまは、グリーン電力証書を申込書に証書宛名として記載された者以外の第三者に販売・譲渡することはできないものとする。

(グリーン電力証書の返還)

第11条 お客さまが、第9条および第10条に違反した場合、当社はお客さまに対してグリーン電力証書の返還を求めることができるものとする。

(マーク使用权)

第12条 お客さまは本契約成立後2年間はENERGYGREENロゴマーク(商標登録第4982244号。以下マークという)を、別表1に定めるグリーン電力証書利用に関わる表現のガイドラインに従い、使用することができるものとする。

2. お客さまは、本契約成立後2年を過ぎた後は、新規にマークを表示する事ができないものとする。

(マーク使用权の第三者への譲渡禁止)

第13条 お客さまは、マーク使用权を第三者に販売・譲渡することはできないものとする。

(情報の公開)

第14条 お客さまは、グリーン電力証書並びにマークの使用状況について、「マーク使用届」等により当社へ報告を行うものとする。

2. 当社は、当社のホームページ等でお客さまのマーク使用状況およびグリーン電力証書の契約・発行状況を公表することができるものとする。

(守秘義務)

第15条 当社は、本契約の内容及び契約処理に関連して知り得た一切の事項について、第三者に対して漏洩してはならない。但し、次の各号に該当するもの、および第14条についてはこの限りではない。

- 1) お客さま、または当社に開示された情報のうち、既に公知となっているもの
- 2) お客さま、または当社に開示された後、お客さま、または当社の何れの責によらず公知となったもの
- 3) 法令により開示が強制されるもの
- 4) お客さま、また当社に開示された情報のうち、第三者から適法に取得したもの
- 5) 全各号の他、開示につき予め書面により相手方の同意を得たもの

(使用停止)

第16条 お客さまが、次の各号に該当し、書面で当該違反の是正を催告したにも関わらず、1ヶ月以内に当該違反が是正されない場合、当社は書面でお客様に通知する事により、お客さまに対してグリーン電力証書の返還を求め、マーク使用权の取り消しを行うことができる。また当社はお客さまより被った損害の賠償を請求する事ができる。

- 1) 本約款の一切の各条項に違反した場合
- 2) 申込書の内容に虚偽や不正があったとき。
- 3) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または民事再生、特別清算手続きの開始、もしくは破産を申し立てがなされたとき
- 4) 事業の全部を譲渡し、またはその決議をしたとき
- 5) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払い停止状態に至ったとき
- 6) 競売を申し立てられ、または仮登記担保契約に関する法律第2条に基づく通知を受けたとき
- 7) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき

(契約の変更および解除)

第17条 契約成立後の、お客さまからの申し出による契約内容の変更、および契約の解除は、契約成立後5営業日以内かつ証書納品日の5営業日前の申し出に限り、受け付つけるものとする。

(紛争および準拠法)

第18条 本約款より生じる紛争に関しては、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を管轄裁判所として指定する。この同意に基づく紛争は、紛争時に有効な日本国内法の下で行われる。

(本約款の変更)

第19条 当社は、本約款並びに別表1・2を変更することがあり、この場合には、提供条件は変更後の約款並びに別表1・2によるものとする。なお、変更時には変更内容を適宜必要に応じてお客さまに通知するものとする。

2. 当社は、グリーンエネルギー認証センターの定めるグリーン電力認証基準の変更に伴い、別表3を変更することがあり、この場合には、提供条件は変更後の約款並びに別表1・2・3によるものとする。なお、変更時には変更内容を適宜必要に応じてお客さまに通知するものとする。

2007年8月26日 制定  
2008年7月11日 改定  
2009年2月20日 改定  
2009年3月23日 改定  
2009年4月27日 改定  
2009年5月22日 改定  
2009年6月 3日 改定

## グリーン電力証書利用に関わる表現のガイドライン

### 1. はじめに

本ガイドラインは、ENERGY GREEN ロゴマーク（以下、マークと称します）の適正な利用およびグリーン電力証書利用に関わる表現の適正な表示を促進し、グリーン電力証書の持つ社会的信頼性を確保するために定めるものです。

### 2. 不当表示の防止

お客さまは、マーク使用およびグリーン電力証書利用に関わる表現において、不当表示防止法その他の関係法令を遵守し、事実と反する印象を与える誇大な表現を行わないものとします。またお客さまは、消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表現を行わないものとします。


### 3. マーク利用ガイドライン

マークはエナジーグリーン株式会社の商標として日本国に登録されています。（商標登録第 4982244 号）お客さまはこのガイドラインに基づいてのみ、マークを使用する事ができます。

#### (1) マークの適切な使用

ご利用いただけるマークは下記のものであります。

- 1) お客さまは、基本マーク、及び交付を受けた種類の電源に関するマークのみを使用する事ができます。
- 2) 複数の電源に関するグリーン電力証書の交付を受けている場合、全ての電源に関するマークを表示するか、基本マークのみを表示してください。
- 3) お客さまからのお申し込み内容に記載の無かった発電方法のマークについては、ご利用いただけません。
- 4) 弊社の発行するグリーン電力証書を根拠としてグリーン電力の利用を対外的に示す際には、必ずマークを表示していただきます。
- 5) マークを表示いただく際には、弊社が認める特別な場合を除き、下記の「文言表示ガイドライン」に沿って使用するグリーン電力量などに関する文言を必ず付随して表示していただきます。
- 6) マークを使用する際には、「ENERGY GREEN ロゴマーク使用届出書」に必要事項を記入し、原則、マーク使用期間の前にご提出ください。

	
基本マーク 1	
	
基本マーク 2	地熱発電マーク
	
風力発電マーク	太陽光発電マーク
	
バイオマス発電マーク	水力発電マーク

(2) 使用目的

マークは、お客さま名義に関する商品・店舗・パンフレット・報告書・ポスター・Web サイトなどの媒体による広報・宣伝において、お客さま自身や提供する製品・サービスが当社の発行するグリーン電力証書を利用している事を示す目的で使用する事ができます。

### (3) 使用期間

マークは契約成立後、2年間使用する事ができます。契約成立後、証書利用期間の開始あるいは証書納品日あるいは証書発行日までの間に、イベント内容告知などの目的でマークを使用していただく事ができます。

### (4) デザイン

マークのデザインについては、契約成立後お渡しするマニュアル「ENERGY GREEN Basic Design Manual」に従ってください。

- 1) マニュアルにない色や配色を使用する事を禁じます。
- 2) マークの拡大縮小は縦横比を固定し、マーク内の文字が判別できる範囲で行ってください。
- 3) ビデオ映像などの動画媒体でマークを使用する際は、静止画としてご使用ください。

## 4. 文言表示ガイドライン

お客さまは、グリーン電力証書の利用に伴い、マークと共にグリーン電力の利用についての説明、及びアピールを目的とした文言を表示する場合、証書の権利を行使したとみなされます。また、CO2 排出削減にかかわる表現をした場合にも、証書の権利を行使したとみなされます。いずれの場合も表示に際しては、期間および充当先を明示する必要があります。本ガイドラインは、グリーンエネルギー認証センターが定める「表現等に関するグリーン電力証書所有者用ガイドライン」に基づいており、適宜、改訂される場合があります。

### 文言表示ルール

- ① グリーン電力証書の信頼性向上のため、マークと共にグリーン電力の契約量を明示いただきます。またグリーン電力の利用状況（いつ、だれが、どこで、どの程度、どのような目的で使用したか）の明示に努めていただきます。
- ② 消費者に環境保全上好ましくない誤解を与えるような表現、不当表示防止法その他の関係法令を遵守するとともに、事実と反する印象を与える誇大な表現を行わないものとしていただきます。
- ③ お客さまは、当社の Web やパンフレットなどに掲載されている情報に基づき、発電所の所在地などの情報を記載していただくことが可能です。
- ④ マークの表示によって、お客さまの製品・サービスに関して当社が保証をしているかのような文言の使用はできません。
- ⑤ グリーン電力の利用についての説明、及び広報・宣伝を目的とした文言の例につ

いては下記の「文言例」をご参照ください。下記の「文言例」と大きく異なる文言を用いられる場合については、弊社にお問い合わせください。なお、小規模のイベント等にて使用する電力量を正確に計測することが困難な場合には、③(2)の文言例を用いてください。

#### 文言例

##### ①事業所等の使用電力量にグリーン電力価値を充当するとして記載する場合

(1) 株式会社〇〇の本社では平成△△年度に年間 100,000kWh の風力発電から生まれたグリーン電力を利用しました。

(2) 株式会社〇〇の本社で平成△△年度に使用する電力の 50%を、太陽光発電から生まれたグリーン電力によってまかっています\*。

※株式会社〇〇が使用する電力は年間〇〇kWh です。

(3) 株式会社〇〇の□□事業所では平成△△年度に年間 100,000kWh のグリーン電力を利用し、〇〇t のCO<sub>2</sub>を削減しています\*。

※排出係数を〇kg-CO<sub>2</sub>/kWh として計算しています。

##### ②工場などでの商品の生産、流通等に伴う消費電力分に使用した事を表示する場合

(1) この本は風力で発電されたグリーン電力で印刷されています\*。

※当書籍〇万部を印刷するのに必要な電力量を〇〇kWh と計算しています。

(2) このCDの録音にかかる電力の内、50%をバイオマス発電のグリーン電力でまかっています\*。

※当CDの録音にかかる電力量を〇〇kWh と計算しています。

##### ③イベントなどで使用する場合

(1) 本日のイベントで使用される電気は、全て太陽の光から創られています\*。

※イベント会場で使用される電力〇〇kWh を対象としています。

(2) このイベントでは、太陽の光から生まれたグリーン電力を使っています\*。

※このイベントで使用しているグリーン電力は〇〇kWh です。

##### ④グリーン電力の産地を明確に表示・アピールしたい場合

(1) 株式会社〇〇では、□□県にあるバイオマス発電設備で発電されたグリーン電力を使用しています\*。

※株式会社〇〇が使用しているグリーン電力は〇〇kWh です。

## 5. 発電施設等の画像利用上の注意

お客さまは、グリーン電力証書の利用に伴い、グリーン電力の利用についての説明、及びアピールを目的として、当社の貸与する発電設備等の画像を利用する事ができます。

この画像は、各発電所の所有者もしくは管理者から貸与されたものであり、画像の著

著作権は各発電所の所有者もしくは管理者にあり、日本の著作権法により保護されています。お客さまは画像を上記の目的以外には使用できません。

6. グリーンエネルギー認証センターの定めるガイドラインの遵守  
条規に定める内容の他に、グリーンエネルギー認証センターの定める「表現等に関するグリーン電力証書所有者用ガイドライン」を遵守していただきます。

7. 本ガイドラインで定めない事項

グリーン電力証書利用に関わる表現に関して、本ガイドラインで定められていない事項や不明瞭な事項に関しては、当社へお問い合わせください。

グリーンエネルギー認証センター  
グリーン電力認証基準（抜粋）

2-3 グリーン電力の要件

2-3-1 発電方式に関する要件

グリーン電力の発電方式は、以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。

- (1) 石油・石炭・天然ガス等の化石燃料による発電でないこと。
- (2) 原子力による発電でないこと。
- (3) 発電過程における温室効果ガス、および硫黄酸化物・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロか、または著しく少ないこと。

上記の条件を満たす発電方式は、当面、以下のものとする。

- (a) 風力発電
- (b) 太陽光発電
- (c) バイオマス発電
- (d) 水力発電
- (e) 地熱発電
- (f) 化石燃料・バイオマス混焼発電

2-3-2 発電電力量認証に関する要件

発電電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。

- ・電気事業者の系統に供給されている電力
- ・所内で消費されている電力。但し発電に直接必要な発電補機での消費電力量、変圧器等の送電補機での消費電力量を除く。

2-3-3 追加性要件

追加性要件を満たすには、以下のいずれかに該当しなければならない。

- (a) グリーン電力の取引行為が、建設における主要な要素であること。
- (b) グリーン電力の取引行為が、グリーン電力の維持に貢献していること。
- (c) グリーン電力の取引行為が、当該設備以外のグリーン電力の拡大に貢献していること。

2-3-4 環境価値の帰属に関する要件

認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。

#### 2-3-5 環境への影響評価に関する要件

生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容についてグリーンエネルギー認証センターに報告をしなければならない。

- (1) 環境への影響評価
- (2) 個別の発電方式ごとにグリーンエネルギー認証センターが定める環境モニタリング

#### 2-3-6 社会的合意に関する要件

前項の評価・対策等を踏まえて立地に対して関係者との合意に達していることとし、その内容についてグリーンエネルギー認証センターに報告をしなければならない。

#### 2-3-7 情報の公開に関する要件

- (1) 情報の公開に関して、以下の要件を満足すること。

(a) グリーンエネルギー認証センターに提出された資料は、運営委員会・専門委員会・利害関係者会合でのやり取りも含め、原則として公表されることを了承しなければならない。

(b) 顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を報告しなければならない。

ただし、営業・技術資料の秘密保持や個人情報の管理等のため問題が生じるおそれがある場合には、事業者は書面をもって非公開とすることを請求できるものとし、グリーンエネルギー認証センターは協議の上その扱いを定めるものとする。

#### 2-3-8 誓約書、および関係法令遵守に関する要件

2-3-1~5 に規定された要件並びに当該発電方式に適用される関係法令等に適合していることを示す誓約書、およびチェックリストを提出しなければならない。

(抜粋：グリーン電力認証基準 平成20年5月15日制定より)